

## 仕様書

1. 件名 令和7年度エコチル調査住所履歴データベース作成業務
2. 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月30日
3. 業務実施場所 請負者において行うものとする。
4. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、平成22年度より開始された環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」の中心機関（以下「コアセンター」という。）として、全国15地域にある大学などに設置したユニットセンターと共同で調査を推進している。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを追跡する出生コホート調査である。

本業務では、エコチル調査でリクルートした参加者の住所履歴データを整理し、ジオコーディングに利用可能な住所履歴データベースを作成する。さらに、作成したエコチル調査参加者の住所履歴データベースに対して、ジオコーディング作業を行い、データベースの変換を行う。

### 5. 業務内容

請負者は、NIES担当者と十分な打ち合わせを行うとともに、連絡調整を図りながら、本業務を実施する。本業務は、エコチル調査でリクルートした母親等から集めたデータを取り扱うため、情報セキュリティに十分に注意して実施すること。

#### 5.1. 作業計画書の作成

効率的に作業を行うための作業計画書を作成し、NIES担当者の確認を得たうえで作業を実施すること。エコチル調査参加者の住所履歴データ（以下「エコチル調査住所履歴データ」という。）等の必要な情報は、契約締結後にコアセンターから貸与する。

#### 5.2. エコチル調査住所履歴データベース作成

- (1) 「エコチル調査住所履歴データ」には、参加者ID、登録日、変更日、郵便番号、住所、コメント等の項目で約25,555レコードのデータがある（郵便番号・住所に変更がある場合は、参加者IDと複数行で登録されている。）。2021年10月から2025年3月までの「エコチル調査住所履歴データ」を1カ月単位で分類し、参加者ID・郵便番号・住所のフォーマット整理を行う。整理後のデータは、参加者IDごとに1行とし、ID（行）×月（列）のマトリックスとする。整理したデータは、エコチル調査住所履歴データベースとして郵便番号データベースと住所データベースの2種類を作成する。
- (2) 「エコチル調査住所履歴データ」は、参加者ID（行）×年月（列）のマトリックス表となっており、年月（列）時点の住所が格納されている。格納されている住所の後に緯度

経度情報を付与する。

- (3) 「エコチル調査住所履歴データ」には、過去の住所（旧住所）が含まれているため、座標付与に使用する住所座標データベースは、2021 年以降に廃止された住所が含まれているものを使用する。座標系は世界測地系（JGD2011）とする。
- (4) 番地・号までの緯度経度情報を付与することを前提とする。ただし、付与できない場合は住所のどのレベルまでマッチングしたかを判断できるように、マッチングレベルを付与する。都道府県までマッチングできない場合は、アンマッチとして緯度経度情報を空白とする。アンマッチとなった住所については、必要に応じて協議を行い、業務を進めること。マッチングレベルの内容は次のとおりとする。

【マッチングレベル】

- 0 アンマッチ
- 1 都道府県までの住所がマッチ
- 2 政令市・郡までの住所がマッチ
- 3 政令市以外の市・区・町・村までの住所がマッチ
- 4 大字までの住所がマッチ
- 5 字・丁目までの住所がマッチ
- 60 番地、地番（親番）までの住所がマッチしない
- 61 番地、地番（親番）までの住所が全てマッチする
- 70 号、地番（枝番）までの住所がマッチしない
- 71 号、地番（枝番）までの住所が全てマッチする

### 5.3. 品質評価及び今後の活用調査検討

5.2 で実施した作業において、アンマッチリスト等を作成し、品質評価及び傾向を分析し、今後の活用のために情報収集、入力方法における改善策を検討すること。

### 5.4. 報告書とりまとめ

「エコチル調査住所履歴データ」のジオコーディング結果及びマッチングレベルごとの集計表を報告する。また、エコチル調査住所履歴データベースの作成方法、並びに品質評価結果及び今後の調査活用の検討結果に関する報告書を作成する。

## 6. 業務実施及び資格等

- ・ データの受け渡しについては、NIES の指定するサーバによって行うものとし、業務はセキュリティ区画内で行うものとする。
- ・ 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC 27001」の認証を有していること。
- ・ 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO 9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を有していること。
- ・ 業務実施者又はそれに準ずる者は、空間情報総括管理技術者の資格又はこれと同等の資格を有すること。

## 7. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者に提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書（紙媒体・PDF 形式） 一式
- (2) 本業務で作成したデータファイル 一式
- (3) 上記を収録した電子記録媒体 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9. 情報セキュリティの確保

- (1) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。  
また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正措置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## 10. 検査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

## 11. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

## 12. その他

- (1) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- (2) 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。